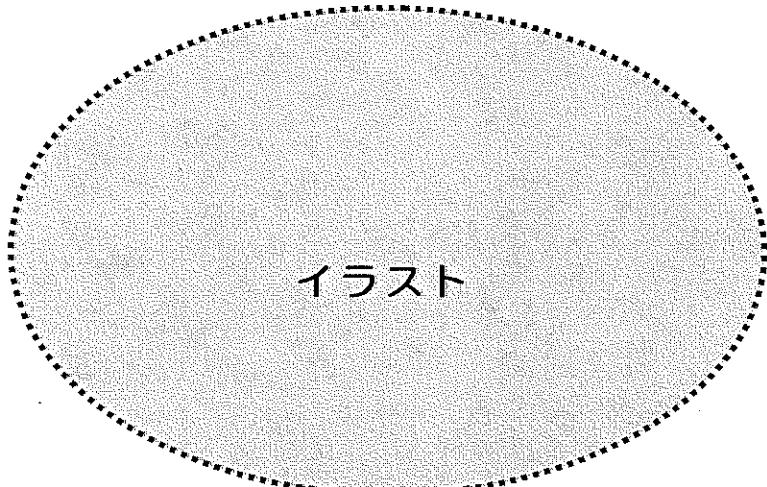


愛媛県がん対策推進条例

～がんになってもお互い支え合い、安心して暮らしていける地域社会を目指して～



イラスト

愛媛県がん対策推進条例とは？

がんは県民の病気による死亡の最大の原因であり、県民の生命・健康にとって重大な問題となっています。国では、平成18年6月に「がん対策基本法」が成立し、がん対策を総合的にかつ計画的に推進することとしています。

愛媛県では、すべての県民が適切ながん医療を受けられるよう、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的として、平成22年3月に議員提案により全会一致で「愛媛県がん対策推進条例」が制定されました。

※平成22年4月1日施行(平成22年3月26日公布)

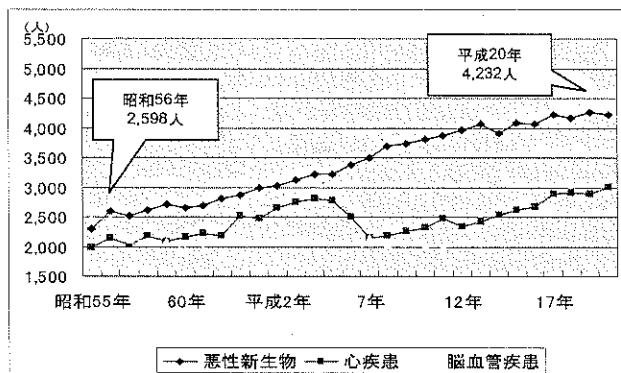
愛媛県

愛媛県のがんの状況

○死因第1位はがん

昭和56年に「がん」が死因の第1位となって以降、死者数は増加を続けています。平成20年の総死亡者数15,777人のうち4分の1以上の4,232人が、がんにより亡くなっている状況です。

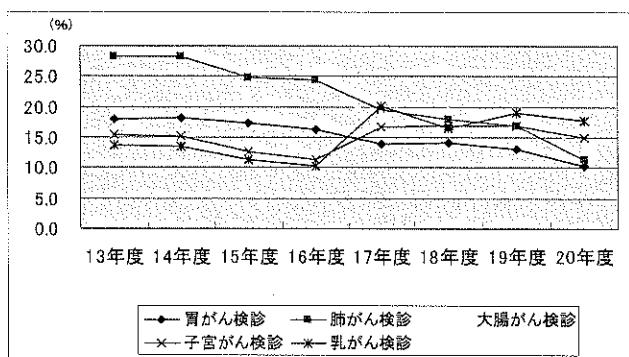
また、高齢者だけでなく、勤労層である40、50代でも死亡者の30~40%ががんが原因となっており、がんは、私たちの家庭生活や社会に大きな影響を与えていきます。



○まだまだ低いがん検診受診率

県内の市町が実施した平成20年度のがん検診の受診率は、平成13年度と比較すると、乳がん検診で4%程度上昇している一方、子宮がん検診はほぼ同率であり、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の受診率は8~17%減少しています。

県の「がん対策推進計画」では、平成24年度末までに、がん検診の受診率を50%にすることを目標としていますが、まだまだ目標に及ばない状況となっています。



国や愛媛県でのがん対策の経緯

国では、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、同年6月には「がん対策推進基本計画」を策定し、都道府県に「がん対策推進計画」の策定が義務づけられました。

愛媛県では、これまでに「健康実現えひめ2010」や「愛媛県地域保健医療計画」に基づき、多岐にわたるがん対策を推進してきましたが、平成20年3月に「愛媛県がん対策推進計画」を策定しました。

イラスト

愛媛県がん対策推進条例の概要

「愛媛県がん対策推進条例」は、このような内容です。

○県、市町、保健医療関係者、県民の責務

◆県

国、市町、保健医療関係者、がん患者等の関係団体と連携を図りつつ、愛媛県の特性に応じた取組みを実施します。

県民のがんに関する意識を高め、理解と关心を深めるための情報の提供に努めるとともに、がん対策について、教育、雇用など幅広い観点から検討し、必要な取組みを実施します。

◆市町

県、保健医療関係者、その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向け取り組むよう努めます。

◆保健医療関係者

県のがん対策に協力し、がんの予防及び良質で適切ながん医療に努めるとともに、がん患者やその家族等が求めているがんに関する情報の提供に努めます。

◆県民

喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めます。

○がんの予防・早期発見の推進

がんを予防するため、県は、正しい知識の普及啓発や情報提供を実施します。

○がん登録の推進

がん対策を効果的に進めるため、県は、医療機関と連携し、がん登録の推進と精度の向上に必要な取組みを実施します。

○がん患者等の負担の軽減

がん患者の苦痛や不安等の負担の軽減のために、県は医療機関と連携し、相談支援の充実強化や、がん患者等の経験を生かした活動支援の推進に努めます。

○緩和ケアの充実

緩和ケアの充実のために、県は医療機関等と連携し、専門的知識等を持つ医療従事者の育成、治療の初期段階からがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進等に努めます。

○在宅医療の推進

県は医療機関等と連携し、医療機関が、がん患者の居宅でがん医療を提供できる体制の整備に努めます。

○がん医療の水準の向上

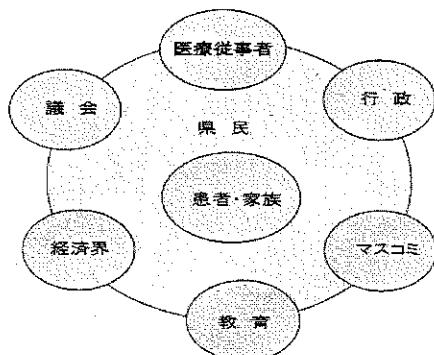
がん患者が、住んでいる地域にかかわらず、適切ながん医療を受けることができるよう、県は医療機関等と連携し、拠点病院の機能強化や医療従事者の育成などによるがん医療の水準の向上に努めます。

○県民総ぐるみによるがん対策の推進

県は、市町、保健医療関係者、がん患者等の関係団体と連携して、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進します。

キーワードは「県民総ぐるみ」

これは、がん対策に重要な役割を担う医療従事者、議会、行政、経済界（企業）、教育、マスコミ等が協力し、がんで苦しんでいる患者またはその家族を支援することはもちろん、患者・家族も自分たちの経験を活かした活動を行うなど、それぞれの立場でできることを実践し、一体となってがん対策を行っていくことで、県民へのがん予防やがん医療の普及啓発を図り、「県民総ぐるみ」でがん対策を推進することを目指しています。



県の主な取組み

○がんの予防、がん検診の普及啓発

・がん対策推進員の養成

がん検診の受診率向上を図るためにには、がん予防知識等を広く普及啓発し、県民総ぐるみでがんの予防に取組む必要があります。そのため、がん対策推進員養成研修会を開催し、地域や職域におけるがん予防啓発や受診勧奨等、県や市町のがん対策に協力をしていただく「がん対策推進員」を養成しています。

・がん予防キャンペーンの実施

子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんについては、罹患率の上昇や若年者の罹患が問題になっています。そこで、県民のがんに対する理解や知識の向上及びがん検診の受診率向上を目的として、「がん予防キャンペーン」を実施し、女性特有のがんセミナーの開催、がん啓発情報誌の作成・配布を行います。

○がん医療

・がん診療連携拠点病院の強化

がん診療連携拠点病院とは、どこに住んでいても適切ながん医療が受けられるよう、一定の要件を満たした病院であり、二次医療圏に1か所程度、整備されています。

愛媛県では四国がんセンターをはじめ、7病院が指定されており、地域の病院・診療所と機能分担し、相互に連携を図りながら、最新の治療や緩和ケアなど専門的ながん医療の提供はもとより、患者や家族に対する情報提供・相談支援、医療従事者の研修等を行い、地域のがん医療水準の引き上げを行っています。

・緩和ケア(※1)の推進

治療の初期段階から緩和ケアを行うため、がん診療に携わるすべての医師が緩和ケアの基本的な知識を習得することを目的に、県内7つのがん診療連携拠点病院とともに「緩和ケア研修会」を開始し、現在では看護師や薬剤師などの医療従事者も対象として行っています。

また、がん診療連携拠点病院を中心とした療養支援を充実させるため、訪問看護師やケアマネージャー、ヘルパー、行政の保健師等も対象に、在宅緩和ケアを中心とした研修会を各地域で行っています。

・地域連携の強化

コーディネーターにより、がん診療連携拠点病院等から退院するがん患者さんに対して、自身の意向に沿った地域の医療サービス等を紹介したり、紹介先を探している医療機関に対して、その患者の現状に適切な医療機関等を提案しています。

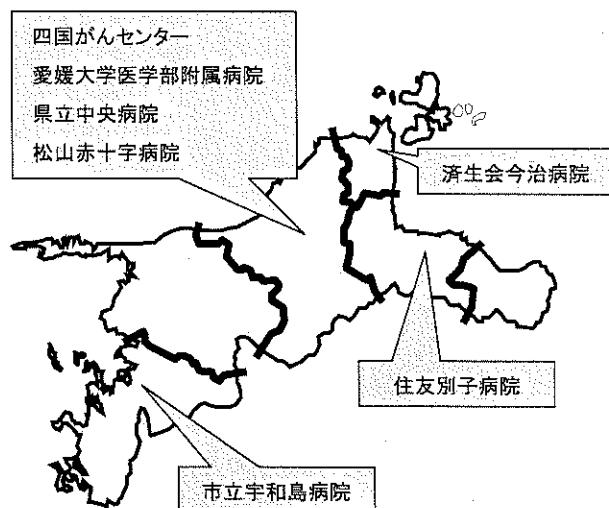
○がん患者・家族への支援

・がん患者サロン(※2)の支援

拠点病院等で開催されている「がん患者サロン」において、患者、家族の方の相談に応じるがん体験者(ピアソポーター)を支援しています。

※1 緩和ケア：がん患者の身体的及び精神的苦痛、社会生活上の不安の軽減等のための医療や看護

※2 がん患者サロン：がん患者やその家族等、同じ経験を持った人たちが集い、語り合う場



県民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

★ 生活習慣を見直し、がんを予防しましょう。

がんは、ある程度は予防することができます。次の12か条は、日常生活の中で、少しだけ気をつければ誰でもできる簡単なことです。今日から、さっそく実践してみませんか。

＜がんを防ぐための12か条＞

- ・バランスのとれた栄養をとる ー いろいろ豊かな食卓にしてー
- ・毎日、変化のある食生活を ーワンパターンではありませんか？ー
- ・食べすぎをさけ、脂肪はひかえめに ーおいしい物も適量にー
- ・お酒はほどほどに ー健康的に楽しみましょうー
- ・たばこは吸わないように ー特に、新しく吸いはじめないー
- ・食べものから適量のビタミンと繊維質のものを多くとる ー緑黄色野菜をたっぷりとー
- ・塩辛いものは少なめに、あまり熱いものはさましてから ー 胃や食道をいたわってー
- ・焦げた部分はさける ー 突然変異を引きおこしますー
- ・かびの生えたものに注意 ー食べる前にチェックしてー
- ・日光に当たりすぎない ー太陽はいたずら者ですー
- ・適度にスポーツをする ーいい汗、流しましょうー
- ・体を清潔に

イラスト

★ がん検診は必ず受けましょう。

がんは不治の病ではありません。早期がんなら完治の可能性はぐっと高くなります。検診により早期発見・早期治療をすることが大切です。

がん検診は皆様がお住まいの市町で実施しています。皆様がお勤めの職場によっては、職場でがん検診を行っているところもあります。また、個別に医療機関や検診機関で受診することも可能です。詳しくは各機関（市町のがん検診であれば、市町のがん検診担当課）へお問い合わせください。

医療従事者の皆さんへ

がん治療の初期段階から緩和ケアが提供することができるよう、各拠点病院で実施している緩和ケア研修会を受講するなど、がん患者の置かれている状況を理解し、良質で適切ながん医療や情報の提供に努めましょう。

事業主の皆さんへ

従業員のがん予防のため、がん検診を積極的に促していただくとともに、従業員やその家族ががんにかかった場合でも働きながら治療等を受けられるよう環境の整備を心がけましょう。

患者・家族の皆さんへ

★相談支援センター等を活用してみませんか。

各がん診療連携拠点病院には、療養上の悩みや仕事や社会との関わりに関する悩み等、がんに関するあらゆる相談に看護師や医療ソーシャルワーカーなど、医療関係者が応じる「相談支援センター」が設置されていますので、お気軽にご相談ください。

患者やその家族等が集まり、経験を語りあったり、勉強会を開いている「患者家族の会」が県内に複数あります。不安、悲しみ、苦しみを仲間で分かち合うことで、心の励みになることもありますので、興味のある方は参加してみてください。

愛媛県がん対策推進条例

がん対策基本法の趣旨を踏まえ、すべての県民が生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策に関し、県、市町、がんの予防又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に携わる者(以下「保健医療関係者」という。)及び県民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の負担の軽減等について定めることにより、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画(以下「推進計画」という。)の実効性を確保し、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての県民が受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族(以下「家族等」という。)で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と関心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずるものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、県及び保健医療関係者その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、推進計画に基づき、県が講ずる施策の推進に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第6条 県は、がんに関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するため、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、がん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(がん登録の推進)

第7条 県は、がん対策の効率的な推進を図るために、医療機関と連携し、がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、及び分析するための制度をいう。)の推進に努めるとともに、当該がん登録の精度の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の負担の軽減)

第8条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化

(2) がん患者及びその家族等の経験を生かした支援活動等の推進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う負担の軽減に關し必要な施策

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

(2) 治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

(3) 緩和ケアの拠点としての機能を担う体制及び緩和ケアに係る地域における連携協力体制の整備

(4) 居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

(5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に關し必要な施策

(在宅医療の推進)

第10条 県は、医療機関等と連携し、医療機関ががん患者にその居宅においてがん医療を提供することができる体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(がん医療の水準の向上)

第11条 県は、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかるわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる取組を支援するよう努めなければならない。

(1) がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。)の整備及び機能強化

(2) 都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の間における連携強化

(3) がん診療連携拠点病院及びその他の医療機関の間における連携協力体制の整備

(4) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

(5) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上に關し必要な取組

(愛媛県がん対策推進委員会)

第12条 がん対策の推進に關し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

3 委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

(施策の見直し)

第13条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(県民聴ぐるみによるがん対策の推進)

第14条 県は、市町、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を県民聴ぐるみで推進するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

＜お問い合わせ＞ 〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

予防・検診・保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 TEL:089-912-2400 FAX:089-912-2399

医療・保健福祉部 質理局 医療対策課 TEL:089-912-2445 FAX:089-921-8004